

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第三十九条（略） （旅客特定車両停留施設の乗降場の基準） 一―三（略） 四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特	第三十九条（略） （旅客特定車両停留施設の乗降場の基準） 一―三（略） 四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特

定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。))第十一号第二号に規定する点状ブロック等及び令第十二条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものを用いる。以下同じ。)その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。 五 (略)	定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。))第十一号第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものを用いる。以下同じ。)その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。 五 (略)
---	--

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(園路及び広場) 第四条 (略) 一―五 (略) 六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十二号第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 七 (略)	(園路及び広場) 第四条 (略) 一―五 (略) 六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一号第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 七 (略)

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。